

「学びの教室」

通信

駒本小学校特別支援教室直通電話 3827-5575 (ファクシミリ兼用)

個別の教育支援計画

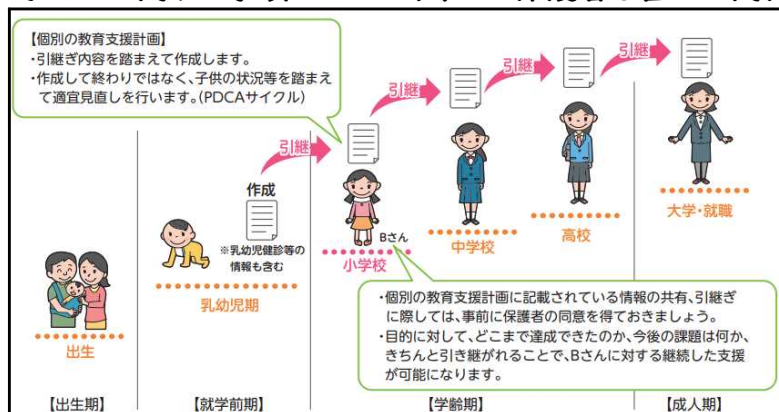
今年度も残すところ2月あまりとなり、保護者の皆様におかれましては、そろそろ進級・進学に関するものが気になってくる時期ではないでしょうか。進級・進学において鍵になる書類の一つに個別の教育支援計画があります。この計画は文部科学省の解説によると「本人や保護者の願い、発達特性による困難な状況、**支援の内容**、**生育歴**、**相談歴**など、**お子さんに関する事項**について、**本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツール**」とされています。

作成するメリットとしては、

- ・学校内はもちろんのこと、家庭や関係機関(例:放課後等デイサービス)ともお子さんの多面的・多角的な情報を共有できること。
- ・情報が確実に蓄積され、関係者で共有できるので、お子さんの将来を見据えた支援について検討することが可能になること。

などが挙げられます。

なお、「通級による指導」(特別支援教室における指導が該当します)を受けているお子さんについては、文部科学省の省令(平成30年第27号)により、個別の教育支援計画を作成することが、学校の義務とされています。さらに、同令では、作成の際に**保護者と十分相談**をすることも求められています。学年末を迎え、学級担任等と個別の教育支援計画について面談を行う際は、現在のお子さんの状況を踏まえた上で、進級・進学後の支援や配慮に関する情報をお寄せいただければと思います。



—文部科学省通級指導ガイドより抜粋—

<駒本小学校エリア保護者学習会>

駒本小学校エリア保護者学習会(対象:他校通級を含めた本校エリア特別支援教室利用児童保護者及びおむの木学級保護者)について、お問い合わせをいただいています。

現在のところ、3月下旬の平日午後開催の予定ですが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、変更または中止となる可能性もあります。詳細については、近日中に別途ご案内をいたしますので、もうしばらくお待ちください。

2月のコミュニケーションタイムの主な学習予定

「サーキット(その2)」

・感覚統合の働きを高め、特に、粗大運動に関わる運動機能の調和的発達を促す。

*学習指導要領「自立活動」

- 3 人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- 4 身体の動き (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事
- 6 コミュニケーション (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事